



主な内容

友の会総会特集	p.2・p.3
事件・情勢	p.4・p.5
法律・税金・北東西南	p.6・p.7
事務所通信・ご案内	p.8



友の会総会特集 / 記念講演会

2021.4.10 第39回友の会総会にて

将来世代への私たちの責務 ～菅政権への追認か鉄槌か

弁護士 金井 英人
かない ひでひと



未だ収まる様子を見せない新型コロナウイルスの感染拡大とともに、政治に対する不信は募るばかりです。政府から繰り返し発せられる緊急事態宣言により、制限された生活は終わりが見えず、事業主の方々の悲鳴は止むことはありません。

一方で、政府は国民の反対の声を押し切ってオリンピック開催を強行し、感染拡大による命の危険に国民を晒しているばかりか、我慢し苦しむ国民から徴収した税金を、一部の人々の「利権」のために何の臆面も無く使っています。

安倍政権を継承した現政権はもはや完全にモラルを失い、弱者の声に寄り添うことはなく、安保法制法成立以後も、米軍基地周辺の土地利用規制法など国民の権利自由を制限する危険のある法律を次々と成立させていっています。

しかしながら、そのような政府を作り上げてしまったのは、他の誰でもない私たち国民です。

今年は衆議院議員選挙が予定されており、現政権のやり方を追認するのか、鉄槌を下して、政権の座から引きずりおろすのかの判断が私たちには迫られています。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」(日本国憲法第97条)

政治により基本的人権がむざむざと侵害されている今、私たちは重大な選択を迫られる局面を迎えています。私たちには、将来の世代に基本的人権を守り引き継いでいく責務があることを忘れてはなりません。



「新聞記者 ～報道の責任と菅政権～」

第39回 名古屋法律事務所友の会総会 記念講演会

講師 望月 衣塑子さん

●第1部● 友の会総会

4月10日、ウインクあいちで第39回名古屋法律事務所友の会総会を開催しました。記念講演では、東京新聞記者の望月衣塑子さんに「新聞記者～報道の責任と菅政権～」と題して、記者の目から見た菅政権の危険性や問題点を掘り下げて語っていただきました。

第1部 友の会総会

大井丈二・友の会副会長の司会で開会。昨年2月に逝去した下村伸一郎・友の会副会長へ黙祷をささげました。牧野浩会長のあいさつに続き、名古屋法律事務所の報告と弁護士、なごや経理の税理士

の紹介。新人弁護士と新人事務局員が登場し、紹介とあいさつがありました。

その後、友の会の2年分の活動総括と次年度方針が報告・提案され、出席した皆さんの拍手をもって全て採択されました。最後に新三役が紹介され第1部は終了しました。

第2部 記念講演

木村美知・友の会幹事が司会。松本篤周弁護士のユーモアあふれる講師紹介に続いて記念講演が行われました。(友の会幹事・鈴木 孝昌)

●第2部● 記念講演

■半生を綴った『新聞記者』を原案とした映画「新聞記者」は、「萎縮しているのではなく、問題意識を提供できる映画を」という映画人の思いで作られた勇気ある映画。取材・密着インタビューを受けて作られた「i新聞記者ドキュメント」。2本とも是非見て欲しい。無党派層や学生に観てもらい、ちょっとでも考えてもらうきっかけになればと思う。

■「女性の会議は時間がかかる」旨の発言の森喜朗氏(前・オリンピック組織委会長)。女性理事4割に向けた改革案に対し、本音は反対とのバックグラウンドがある。発言撤回・謝罪会見では被害者意識と言いつきに終始。火に油を注ぐ結果となる。IOCが

批判声明、NBCも痛烈な批判。国内でももの凄い怒りの声があがった。森発言が容認される今の社会や政治状況を変えたいとの思い。個人の問題に矮小化せず、社会全体の問題と捉え、流れを変える契機になった。

■菅首相の長男による総務省幹部ら接待。「文春砲」で明らかとなることに、現在の権力とメディアの問題を考えさせられる。接待を受けた山田真貴子広報官について、菅首相が「女性の広報官として期待しているのでそのまま専念してほしい」と発言したが、不正義をしたにもかかわらず「女性」を理由に続投要請とは。「飲み会を断らない。出会うチャンスを愚

直に広げて」とは、働き方改革、男女共同参画推進社会においては時代遅れ。NTT接待も「文春砲」により明るみになった。菅政権下においてあからさまな利権政治が続いている。

昨年3月、菅官房長官(当時)に「オリンピックまでにコロナ禍終息の見通しがあるのか。」「科学的根拠があるのか」質問した。「完全な形で開催する」「今まで全て専門家の考えを参考に決定している」との回答だった。

■欧州と比較し、全く足りない休業補償。雇用調整助成金は相談件数のうち受給決定はわずか1%。直接労働者が請求する休業支援金の適用は1割に過ぎない。

菅首相は「GoToトラベル・イート」に固執。収束の見えない中、前倒しでこれを実施。夏休みに第2波ピーク。それでも見直しをせず、尾身茂会長(感染症対策分科会)が、11月20日に「早急に見直しを。政府の英断を心からのお願い」。しかし菅首相の無策とGoToで感染拡大を増長。それでもGoToだけは止めないといっていた。

■12月11日のニコニコ動画会見。「皆さんこんにちは。ガースーです」と。支持率急落。科学的な指摘も医師の意見もメディアからの批判も受け付けず、GoToに固執していた菅首相がついに一時停止とした。世論の声がいかに重要かということ。

■安倍前首相の辞任にあたっては、健康不安の意図的リークがあった。普通、政府首脳は健康不安は隠すもの。若い記者などから出始めていた安倍氏への厳しい追及もトーンダウンしてしまい、官邸演出による辞任への花道が作られてしまった。「お疲れ様」と支持率20%上昇。

■菅政権が目指すのは、弱肉強食加速社会。デー



望月 衣塑子さんプロフィール

1998年中日新聞社入社。その後、東京新聞記者。支局勤務、経済部などを経たのち、社会部遊軍記者へ。2017年、平和・協同ジャーナリスト基金奨励賞受賞。2019年度「税を追う」取材チームでJCJ大賞受賞。同年、著書「新聞記者」を原案とした映画「新聞記者」が公開。二児の母。

ビッド・アトキンソン(イギリス人経営者)の登用には経産省ですら困惑している。

裁判所は森友問題の赤木ファイルの提出を求めている。これにより改ざん指示は、首相答弁を契機にしたものであることが明らかになる。

■記者としての私のテーマは、「権力側が隠そうとすることを明るみに出すこと」。質問妨害に対する皆さんからの抗議は力になる。記者と市民が一体となった。一人一人の力は微力でも、無力ではない。

(弁護士・兼松 洋子)

友の会 新幹事・新体制

【新幹事のご紹介】

- 板倉 浩幸 いたくら ひろゆき 津島民主商工会 副会長
- 島田 秀年 しまだ ひでとし 国民救援会名古屋港支部 支部役員
- 館 克典 たかむら かつのり 社会保険労務士 中村区役所保険年金課
- 塚本 時夫 つかもと ときお 国民救援会中村支部 事務局長



左から 島田秀年さん、会長の牧野浩さん、塚本時夫さん、板倉浩幸さん、館克典さん

【幹事】

- | | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 飯田 哲也 | 石原 愛子 | 伊藤 明 | 伊藤 良孝 | 板倉 浩幸 |
| 井上 勲 | 植村 寛郎 | 植木 日出男 | 梅北 政義 | 大井 丈二 |
| 太田 義郎 | 大西 龍吉 | 岡田 エツコ | 小川 義廣 | 川合 一成 |
| 影山 一郎 | 木村 美知 | 久野 賢一 | 倉元 孝幸 | 小林 純 |
| 最賀 猛 | 佐竹 康弘 | 島田 秀年 | 杉本 恒 | 鈴木 孝昌 |
| 館 克典 | 谷藤 賢治 | 塚本 時夫 | 服部 守延 | 原田 隆 |
| 坂野 逸朗 | 藤井 茂 | 藤井 将俊 | 堀 恵子 | 牧野 浩 |
| 松本 茂満 | 森 雅欣 | 森田 茂 | 山下 立雲 | 山田 紀幸 |

【会計監査】

木村 美知

【顧問】

太田 義郎 倉元 孝幸

【三役】

- 会 長 牧野 浩
- 副 会 長 植村 寛郎
- 大井 丈二
- 事務局長 石原 愛子



※このたび、松本竹敏さん、安井章さんが幹事を退任されました。今までありがとうございました。

名張毒ぶどう酒事件 ～事件から60年 真実は検察(ヤミ)の中!～

弁護士 中川 亜美
なかがわ あみ



この事件は、1961年3月28日夜、三重県と奈良県の県境にある集落の生活改善クラブの宴会の際に提供されたブドウ酒に毒が混入されており、その酒を飲んだ女性十数人の死傷者が発生した事件です。第一審は無罪、その後逆転有罪死刑となった亡奥西勝さんは、亡くなるまで再審請求をし、無罪を主張し続けました。約40年の闘いは、妹の岡美代子さんに引き継がれ、現在は名古屋高等裁判所に第10次再審請求異議審が係属しています。この弁護団に加わることは、私が弁護士になった動機でもあります。

テコでも動かない裁判所

この再審請求裁判は大きな問題を抱えていました。それは、裁判所や検察が事件の真相解明に協力的でないことです。第10次再審請求が棄却され、弁護団が異議申立を行ったのが2017年12月8日。弁護団は、裁判所に提出されていない証拠の全面開示や審理を進めるための申入れを何度も行いました。しかしながら、裁判所は一度検察官に対し意見を求める手続きを行ったのみ(しかも検察官の回答を弁護団に知らせずに放置した)で、2019年11月1日付で裁判長が依願退官するまでのおおよそ2年間、何らの実のある審理進行を行いませんでした。弁護団は、その間3度の忌避申立てを行い、特別抗告の申立をも行いましたが、裁判所は、弁護団の忌避申立てが「手続遅延させる目的のみされたことが明らかである」としました。無駄に時間を経過させているのは裁判所なのに!です。

ついに裁判所が動き出した!

2019年12月1日に後任の裁判長が着任すると、事件はようやく動き出します。裁判所は、検察官に対し、証拠開示等について改めて意見を求めました。そして、検察官は、開示の必要性は認めないものの、9通の供述調書の存在を認めました。これらは第7次再審請求異議審(2006年)で裁判所から存否を問われた際に検察官が「存在しない」と回答したものでした。裁判所は当該供述調書の開示を検察官に要望し、ついに2020年3月3日、これらの供述調

書の開示を受けたのです。しかも、この供述調書の中には、我々がこの裁判で主な再審理由に掲げて主張していた封かん紙に係る供述が記載されているものもあったのです。

自白と矛盾する証拠

真犯人が自ら経験や記憶に基づいて供述している場合、その内容は客観的証拠や信用できる第三者の供述と整合するはずですが、今回開示された供述調書には、公民館に運ばれた後も一酌のために開栓するまで一封かん紙が巻かれていた旨の供述もあり、亡勝さんの自白供述(ぶどう酒が公民館に運ばれた直後に亡勝さんがぶどう酒の蓋を開栓し、封かん紙を取り除いたとする内容)とは矛盾するのです。

「正義」はどこへ

亡勝さんの自白供述と矛盾する内容の供述があるにもかかわらず、「開示する必要がない」とするのは、何か意図があるのでしょうか。また、開示された証拠に記載されている丁数番号(当時警察が検察に送致する際に付される番号)に欠番があることから、千頁以上の未開示証拠があることも明らかです。その中には、亡勝さんを無罪たらしめる証拠が眠っていることを確信しています。

ようやく裁判所が重い腰を上げました。検察官の対応には憤りを隠せませんが、一刻も早い再審無罪判決のために、引き続き弁護活動を行っていきます。



2021.3.28 名張事件発生60年行動で支援を訴える日本国民救援会

「同性のカップルが 結婚できないのは憲法違反」 札幌で画期的な違憲判決！

弁護士 水谷 陽子
みずたに ようこ



2021年3月17日 札幌での実質勝訴

同性カップルの婚姻の実現を求める「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、3月17日、北海道訴訟で全国初の判決を迎えました。

札幌地裁は、同性どうしの結婚ができない民法と戸籍法の規定は憲法14条の法の下での平等に違反すると判断しました。

司法判断を軽んじる政府

しかしながら、政府は、札幌判決を受けながらもなお、「婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものとは考えていない」との立場を表明し、法改正に向けた検討等の具体的な動きを示していません。

一方で、札幌判決を受けた緊急院内集会を開催したところ、与党議員からの参加や賛同メッセージも増え、司法以外の場でも少しずつ前進していることを感じています。



2021.3.17 札幌地裁前にて判決報告を行う原告、弁護団、支援者

全国で札幌に続くために

私は、愛知訴訟と東京訴訟の弁護団を兼務しています。

札幌判決後に全国で初めて弁論期日が実施されたのは愛知訴訟でした。私は、法廷で「この訴訟での国の不誠実な主張や訴訟態度は、原告だけでなく社会の中の偏見や差別に傷ついてきた多くの性的マイノリティを再び傷つけている」と指摘し、札幌判決の内容を争うのかどうか明らかにするよう国に迫りましたが、期日での返答はありませんでした。

また、東京訴訟では長らく原告本人尋問の実施を裁判所に拒まれていましたが、ようやく実施が決まりました。勝訴が続くよう頑張ります！

年金減額取消し訴訟 ～第1審判決と控訴提起のご報告～

弁護士 酒井 寛
さかい ひろし



第1審は不当判決

本年3月25日に名古屋地裁において年金裁判の判決が言い渡されました。その概要は、①年金のような社会保障制度についてどのような法律を制定するかについては国会の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠くようなものではない限り、違憲にはならないとした上で、②本件の年金減額については、少子高齢化が進行する中で、将来も年金制度を存続させるためのものであり、また、その手段についても年金額を段階的に引き下げていくものであること等を理由に「著しく不合理とまでは言えない」というものでした。

控訴審での主張方針

～人間らしい老後を過ごすために～

この判決は極めて不当であるため、私たちは、

本年4月7日に名古屋高裁に控訴を提起しました。控訴審においては、①「国会において、本件年金減額をするに際し、検討すべき点が検討され、きちんとした判断がなされていたか否か」等を追及するために、元年金局長の香取照幸氏に対する証人申請を行う(又は他県で行われた同人の尋問内容を証拠として提出する)ことを検討しています。さらに、②少なくとも、生活保護基準を下回る年金しか受給していない原告に対してまでも年金減額をすることは生存権を著しく侵害することから違憲であるとの主張等も追加する予定です。

誰もが人間らしい老後を過ごすための当たり前の権利が認められるよう、これからも闘い続けます。



「助けて」と声を上げよう ～DV被害をなくすために～

弁護士 加藤 美代
かとう みよ



2020年度、DV(ドメスティックバイオレンス)相談件数が19万件を超え、前年度に比べ1.6倍となり、未成年の子どもと同居しているDV相談者の6割では児童虐待も起きているとの報道がありました。DVとは、家族間で行われる身体的または精神的虐待行為をいいますが、多くは配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

DV被害は、まず被害者の①安全な生活を確保し、状況に応じた②法的手続きを進め、③自立した生活を計ることが肝要です。

DV被害者は、恐怖感、無力感、被害者であることを自覚できない、経済的問題、子どもの問題など様々な理由で暴力から逃げるできません。DV被害者の状況に応じて、まず安全を確保することがはじめの一步です。具体的には、家を出ることから始まります。

次に、必要に応じて安全保護や離婚などについて弁護士に相談してください。弁護士費用が心配な場合は、法テラスを利用した立替制度を利用できるときもあるので、とりあえず相談することが大切です。

そしてDV被害者の自立を援助するための制度を利用しましょう。例えば、生活保護や児童扶養手当の他にも、資金融資制度、学費等の免除・減額、無料低額診療、就業支援などがあります。

DV被害者には、自ら声を上げることが困難な人が多くいます。そこで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では暴力を発見した人はその旨を通報するよう努めなければならないとされています。身近にDV被害を発見した人は、警察官等に通報して下さい。

暴力を振るわれていい人はいません。勇気を持って助けを求めましょう。

税金ひとくちメモ

コロナ関連費用と医療費控除

税理士 丸山 良恵
まるやま よしえ



新型コロナウイルス感染の予防等で今年も医薬品などの購入費用が多くなっていると思います。その中には確定申告での医療費控除に適用できるものではないものがあります。今回は、なごや経理が毎月顧問先の皆様へお渡ししている「The Office News」の2月号から抜粋してお伝えします。

1. マスク購入費用

感染予防を目的に着用するものですから、その購入費用は医療費控除の対象とはなりません。

2. PCR検査費用

- ① 医師等の判断でPCR検査を受けた場合
新型コロナウイルス感染症の疑いがあるなど医師等の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象となります(自己負担分に限りません)。
- ② 自己の判断でPCR検査を受けた場合
単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査は、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は治療に先立って行われる診療と同様と考え、医療費控除の対象となります。

3. オンライン診療に係る諸経費

- ① オンライン診療料及びオンラインシステム利用料
医師等による診療や治療のために支払った費用は、医療費控除の対象となります。また、オンラインシステム利用料は、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。
 - ② 処方された医薬品の購入費用
治療等に必要医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。
 - ③ 処方された医薬品の配送料
治療等に必要医薬品の購入費用に該当せず、医療費控除の対象となりません。
- ※医療費控除の適用を受けるためには領収書が必要ですので、保管しておいてください。

詳しいことは、税理士法人なごや経理 税理士西村・税理士丸山・税理士小鹿まで

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

「憲法をくらしと政治に活かす改憲NO! あいち総がかり行動」事務局次長に

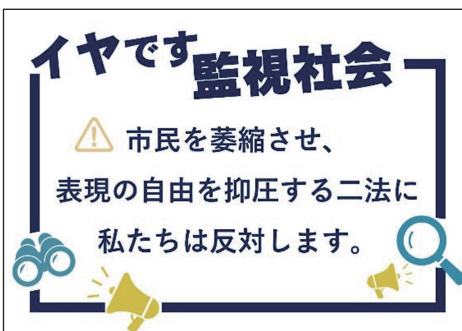
2020年11月、「憲法をくらしと政治に活かす改憲NO!あいち総がかり行動」が立ち上がり、私は事務局次長に就任しました。この活動は愛知県のような市民や団体に賛同をいただいています。

コロナ禍で安全確保のため活動の制約は色々あります。でも、コロナ禍で経済的な困難が増大している時だからこそ、憲法が保障する人権を政治の力で実現させる

ための意思表示が大事です。

私はデザイン作業が好きなので、わかりやすくメッセージを発信するため横断幕やプラカードのデザインに挑戦しました。ご紹介します。

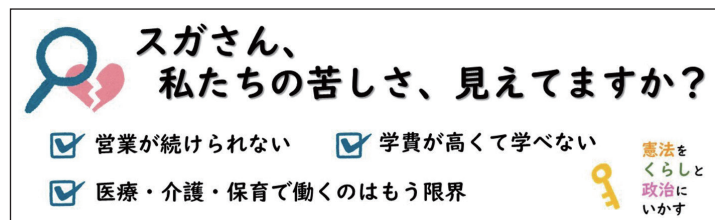
(弁護士・水谷 陽子)



土地調査規制法とデジタル監視法に反対するプラカード



五輪に反対し、医療者を守ろうという思いをコミック風に



市民の切実な生活のしんどさと政治はつながっているという視点を、道行く人にアピール

憲法施行74周年記念 市民のつどい

去年の「憲法施行記念 市民のつどい」はコロナ禍により無念の中止となりましたが、今年は5月3日、名古屋市公会堂で無事に開催されました。当日、私は場内整理係を務めていたので、もしかしたら皆さんにお会いしていたかもしれません。

「市民のつどい」第1部では、早稲田大学法学学術院の水島朝穂教授が「改めて憲法について考える一激動する世界と日本」とのテーマで講演。第2部では、コメディアン松元ヒロさんがスタンダップ・コメディで会場を笑いに包みました。

水島朝穂教授は、「そもそも憲法は権力担当者を拘束・制限する規範である」「コロナ危機のなか、憲法が保障する生存権を実現するのは国の責務だ」と訴えました。松元ヒロさんはコントグループ「ザ・ニューズペーパー」の結成にも参加した人で、その政治風刺はキレと笑いを見事に両立させていて、日本国憲法に対する深い思い入れを感じました。

「つどい」のあとは、『憲法をくらしと政

治にいかす 改憲NO!あいち総がかり行動』の主催で、これも久々のデモ行進が行われました。幸い天気にも恵まれ、鶴舞公園から矢場町までの約1.5kmを練り歩きながら、「改憲しなくてもコロナ対策はできる!」「オリンピックよりも市民の生活を守れ!」とみんなで声を上げました。私は弁護士として、右翼からの妨害や警察の不当な制限などを警戒しながらの参加でしたが、特に何事もなく無事に終わることができました。

(弁護士・吉川 哲治)



デモ行進の先頭を行く水谷陽子弁護士(左から3人目)

名古屋南陽エリア 出張法律相談



みなと便り

相談室をリニューアル

みなと医療生協の支部との共催で、月1回の出張法律相談をおこなっています。会場は、同生協ふれあいセンター（港区小須賀3丁目）です。

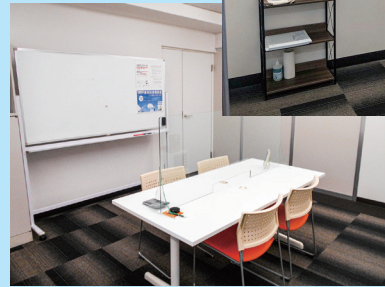


「弁護士・法律事務所には近寄りづらい」と思っている皆様が気軽に悩みごとを相談できるようにとの思いから、お住まいの近くへ弁護士が出張しています。

はじめは不安を抱えていても、相談後には「解決の方向性が見えた」と言って、柔らかな表情でお帰りになる方が多いです。詳しくは、みなと事務所まで、まずはお電話を。

(事務局・数見 武彦)

これまで相談室はパーテーションで区切るだけのものだったので、プライバシーの保護をより確実にするために、防音加工した壁で完全に2部屋に区切ったものにしました。壁は白を基調としており、エアコンを各部屋に設置し、落ち着いてじっくりと相談していただけます。ご相談お待ちしております。



4月に 復帰しました

ちよつと一服

昨年3月に長女を出産し、しばらくお休みをいただいております。長女が保育園



に入園できなかった結果、長男も退園することになり、緊急事態宣言による外出規制のため、自宅でてんやわんやでした。ただ、初めての寝返りから歩き出しまで、子どもの成長を間近で見届けられたのはとても幸せなことでした。

復帰後は、事務所ー保育園ー自宅のルーティーンの毎日ですが、大変な一方で刺激も多く、楽しく過ごしています。

昨今の非常な状況を脱し、気軽にいろんな場所に行ったり、遊んだりできる日々が来ることを願っています。

(弁護士・中川 亜美)

TEL相談・
オンライン相談の
ご案内

ご自宅から
相談できます



名古屋法律事務所は、対面での相談の他に電話やビデオ会議ソフトウェア Zoomを用いたオンライン相談も行っております。

非対面型の相談方式ですので、コロナ対策のみならず、県外など遠隔地からもご利用いただけます。

ご予約は、お電話、ホームページからお問い合わせください。詳細はこちらまで▶



ゴルフ愛好会 ゴルフコンペのお知らせ

- とき／11月3日(水・祝)(予定)
- ところ／四日市の里ゴルフクラブ(予定)
- ※参加ご希望の方は、事務局・榊山までお問い合わせください。
TEL:052-451-7746

弁護士による

無料法律相談会



[本部]
毎月第3金曜日

[みなと]
毎月20日

■お申し込みは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子 弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治
 弁護士 酒井 寛 弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩 弁護士 水谷 陽子
 名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会… TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所… TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

税理士法人 なごや経理 … TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

名古屋法律事務所友の会ニュース「あらくさ」第120号 ●発行日/2021年8月1日 ●発行者/愛知県弁護士会所属 弁護士法人名古屋法律事務所 弁護士 松本 篤周 〒453-0014 名古屋市中村区則武1丁目10番6号 側島ノリタケビル2F